

令和5年5月19日

第三者調査報告書

調査委嘱者

特定非営利活動法人 消費者市民ネットとうほく
理事長 吉岡 和弘 様

調査実施者 弁護士 加瀬谷 拓

1.はじめに

当職は、消費者契約法第31条第2項の定めに基づき、調査委嘱者の差止請求関係業務その他の業務が消費者契約法に従い適正に遂行されているかどうかについて、2022年度(2022年4月1日から2023年3月31日まで)の業務の遂行状況を調査し、以下のとおり意見を表明する。

調査にあたり2023年5月19日10時30分から、調査委嘱者の事務所にて帳簿書類等その他保管状況の確認を行った。

以下、法とは消費者契約法、規則とは消費者契約法施行規則を指す。

2.法第30条(帳簿書類の作成及び保存)関連

(1)規則第21条第1項第1号

差止請求権の行使に関し、事業者との交渉の経過を記録したもの
事案ごとに適正に作成、保管されている。

(2)規則第21条第1項第2号

差止請求権の行使に関し、適格消費者団体が訴訟、調停、仲裁、和解、強制執行、仮処分命令の申立てなどの手続の当事者となった場合、その概要および結果を記録したもの

2022年度に係争中の差止請求訴訟は1件(2021年3月30日一審判決、4月12日相手方控訴、7月20日付帯控訴、12月16日控訴審判決、相手方上告)あったが、2022年6月3日に判決が確定した。本訴訟の記録は適正に作成、保管されている。

(3)規則第21条第1項第3号

消費者被害情報収集業務の概要を記録したもの
電話、メール、FAX、面談による情報提供は、受付簿が作成され、事案ごとの概要の記録が適正に作成、保管されている。

(4)規則第21条第1項第4号

差止請求情報提供業務の概要を記録したもの
事案ごとに適正に作成、保管されている。

(5)規則第21条第1項第5号

規則同条同項第1号から第4号の帳簿書類の作成に用いた関係資料のつづり
それぞれ適正に作成、保管されている。

(6) 規則第 21 条第 1 項第 6 号

理事会の議事録(理事会の持ち回り議決の議事録を含む)ならびに法第 13 条第 3 項第 5 号の検討を行う部門における検討の経過および結果等を記録したもの
適正に作成されている。理事会議事録はそれぞれ理事会毎に、法第 3 項第 5 号の検討を行う部門(検討委員会)における検討の経過および結果を記録したものは開催ごとに日付順に作成、保管されている。

(7) 規則第 21 条第 1 項第 7 号

会計簿

2022 年度決算書、2022 年度仕訳伝票、2022 年度証憑書類はそれぞれ分類され、適正に作成、保管されている。

(8) 規則第 21 条第 1 項第 8 号

会費、寄附金その他これらに類するものをした者の氏名、住所及び職業(納入等をした者が法人その他団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに当該団体業務の種類)並びに当該会費等の金額及び納入の年月日並びに会費等について定めた定款、その他これらに類するものの規定を記録したもの
適正に作成、保管されている。

(9) 規則第 21 条第 1 項第 9 号

法第 28 条第 1 項各号に規定する財産上の利益の受領について記録したもの
2022 年度は当該の財産上の利益の受領はなかったため、作成書類はない。

3. 法第 16 条第 2 項(適格消費者団体である旨の事務所での掲示)

掲示看板は事務所入口の見やすい所に掲示されている。

4. 法第 18 条(変更の届け出)

適正に変更の届け出がなされている。

5. 法第 23 条第 3 項(適格消費者団体間の連携)

適格消費者団体連絡協議会資料、調査委嘱者が他の適格消費者団体に情報提供した書類等を閲覧し、調査委嘱者が、差止請求関係業務に関し、他の適格消費者団体と適切な連携を図っていることを確認した。

6. 法第 23 条第 4 項(内閣総理大臣への報告業務)

それぞれ事案ごとに適正に通知・報告がなされている。

7. 法第 27 条(判決等に関する情報の提供)

2022 年度に判決があった差止請求訴訟事案は 1 件(上告審)。その他の差止請求事案については、ホームページ上に「申入れ等活動」として事案ごとに掲載されている他、調査委嘱者が発行しているニュースに訴訟の経過報告等を掲載していることから、情報の提供は適切に行われている。

8. 法第 28 条(財産上の利益の受領の禁止等)

2022 年度は当該の財産上の利益の受領はなかった。

9. 法第 31 条(財務諸表の作成、備え置き、閲覧及び提出等)

- ・定款
- ・業務規程
- ・役職員等名簿
- ・適格消費者団体の社員について、その人数及び個人又は法人その他の団体の別を記載した書類
- ・財務諸表等
- ・収入の明細その他の資金に関する事項、寄附金に関する事項その他の経理に関する内閣府令で定める事項を記載した書類
- ・差止請求関係業務以外の業務を行う場合には、その業務の種類及び概要を記載した書類

上記の書類はそれぞれに書類ごとに分類され、適正に作成、保管されている。

10. その他

登記事項証明書は、登記事項ごとに、すみやかに適正に登記されている。

以上のとおり、法的に定められた書類は、すべて適正に作成、保管されている。また、法的に定められた事項については、すべて適正に運営、処理されている。

以上